

# 外国訴訟に使用するための米国における証拠収集

筆者：ピーター・シェクター (*Peter C. Schechter*)

米国の法制度は、外国訴訟に関与する当事者が当該外国訴訟に使用する証拠を収集するために米国連邦裁判所の支援を求め、焦点が絞られたディスカバリー手続を行うことを認めます。当該手続は、ごくまれにしか利用されませんが、外国において米国特許不実施主体により特許侵害として起訴され、かつ、他の潜在的な使用のうち、対象となる標準必須特許に関わる FRAND を巡る反論に関する他では入手困難な情報を探し求める企業にとっては有用なツールとなっています。

アメリカ合衆国法典第 28 編第 1782 条 (28 U.S.C. § 1782) の規定により、米国地方裁判所が、外国訴訟に使用するためのディスカバリー制度の利用を承認する権限を有します。第 1782 条では、「ある個人が居住又は所在する地区を管轄する連邦地方裁判所が、当該個人に対し、外国又は国際法廷における手続に使用するための証言又は陳述をするよう命令し、また、文書又は他の物を提出するよう命令することができる。、、、この命令は、、、任意の利害関係人の申請により発することができる」と規定されています。それについて、米国連邦最高裁判所は、第 1782 条は、「150 年近い歳月を経て、外国法廷に使用するための証拠収集に対する連邦裁判所の支援を提供するために努力を重ねた議会の成果である」<sup>1</sup>と説明しています。長年にわたり、当該法令の適用範囲がますます広がりました。現在、第 1782 条は、外国法廷にとって有用な関連情報を取得するように外国法廷に支援し、外国訴訟の訴訟当事者が「広範なディスカバリー制度」を利用することを可能にする規定となっています。

---

<sup>1</sup> *Intel Corp v. Advanced Micro Devices, Inc.*, 542 U.S. 241, 247 (2004).

知的財産という面から見ると、第 1782 条は、外国において米国の特許不実施主体 (Non-Practicing Entity) (「特許主張主体」 (Patent Assertion Entity) と呼ばれる) により特許侵害として起訴され、かつ、他の潜在的な使用のうち、標準必須特許 (Standard-Essential Patent, SEP) に関わる FRAND (Fair, Reasonable, And Non-Discriminatory, 公平、妥当、かつ差別のない) 宣言を巡る反論に関する他では入手困難な情報を探し求める企業にとって有用なツールを提供する規定となっています。

米国連邦地方裁判所が第 1782 条に基づいて支援を承諾する前に、3つの法定要件が必ず満たさなければなりません。その3つの法定要件とは、(1) ディスカバリー制度の利用を求める個人が必ず、申請が提出される連邦管轄地区に居住又は所在すること、(2) 当該ディスカバリーが必ず、外国法廷における手続に使用するために利用されること、及び、(3) 申請が必ず、外国や国際法廷又は任意の利害関係者により行われることです。

1つ目の要件により、証言録取及び／又は文書を求める主体に対する地方裁判所による人的管轄権の行使が確保され、2つ目の要件は、当事者が、実際の外国手続に関連する理由のみから、米国司法機関の権力及びリソースを求めていることを確実にします。ここで、「法廷」 (tribunal) という文言は、従来の民事、商事、刑事及び行政裁判所を含みます。3つ目の要件は、情報における真の法的利害関係者のみが手続を行うことを確保します。外国手続における実際の当事者であれば、通常、この「利害関係者」要件を満たします。

米国連邦最高裁判所は更に、*Intel* 事件において、第 1782 条により規定されている当該3つの法定要件が満たされたことを申請人が確立すると、地方裁判所は特定の公正な考慮事項を基に、申請を許可する裁量権を行使し得ると説明しています。その公正な考慮事項は、(i) 求めているディスカバリーが外国手続の管轄内であるか、(ii) 当該外国法廷の本質、外国において進行中の当該手続の性格及び

外国政府又は裁判所若しくは機関が米国連邦裁判所の司法共助を受け入れる意思、(iii) 第 1782 条に基づいた当該請求が外国の証拠収集制限を免れようとする企てを隠蔽しているか、及び、(iv) 当該請求が不当に立ち入ったものであるか、或いは手間がかかるものであるか、を含みます。

地方裁判所の裁量権の範囲は、米国連邦裁判所から国際訴訟の関係者への支援の効率的な手段の提供及びそのような見本を通じて外国が米国訴訟の当事者へ援助する類似手段を講じることの促進という当該法令の 2 つの目的によって、示されています。そのように、第 1782 条は、米国裁判所が外国訴訟当事者への「広範な支援」を許可することを認容すると広く解釈されてきました。

手続上、第 1782 条に基づく申請は通常、一方的に、つまり、被告の事前認識や参与なしで、提出され、決定されます。そのような扱いの理由が、被告は任意の入手可能な根拠を以て連邦民事訴訟規則第 45 条に基づいて召喚状を取り消す、又は修正する機会があるからです。そのため、地方裁判所は、被告による異議が実際に行われない限りや行われるまで、ディスカバリー手続に対する異議の処理を保留します。

米国外の司法制度の多くは、当事者らが情報のディスカバリーの行使を認めません。特定の形式のディスカバリーが可能な司法機関もありますが、大抵、適用範囲が制限されています。利害関係者が第 1782 条に基づいてディスカバリーを求める前にまず外国手続を介してディスカバリーを得ようとして失敗してからでないと利用できないというようなルールは存在しません。

最後に、第 1782 条に基づいて司法共助を求める外国訴訟当事者には、焦点が適切に絞られたディスカバリー請求を米国連邦地方裁判所に対し行うという責任があります。フルスケールの米国訴訟ディスカバリーが認可されておらず、却下されます。いずれにしても、被告が請求されたディスカバリーの関連性、範囲又は

負担に対し異議を申し立てた場合に、それらの問題は召喚状が出された後に手続を介して最も適切に対処されます。